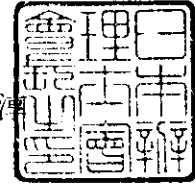


平成20年11月13日

西日本弁理士クラブ

幹事長 田中 達也 様

日本弁理士会  
会長 中島 洋



### 継続研修における外部機関の認定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般貴会（貴社）より申請をいただいております、継続研修における外部機関としての認定申請につきまして、これを承認いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては以下により外部機関としての研修事業を進めていただきたく、よろしくお願いたします。

敬具

#### 記

1. 当会ホームページから貴会（貴社）ホームページにリンクを張ることにより、貴会（貴社）の研修会のご案内をさせていただきます。
2. 研修を広告する際、又は受講者への案内には以下の文言を付記してください。  
(外部機関名) は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。

なお受講者対象者が弁理士だけでなく、企業知財部など弁理士以外の方々にもご案内する場合は、上記の文章の前に「日本弁理士会会員の皆様へ」等の文言を記載するなど、当会会員あてのメッセージであることを分かりやすくしていただければ幸いです。

3. 研修会終了後は、所定の様式により速やかに「研修終了報告書」を提出してください。報告書に添付する「受講証明書発行者名簿」には、弁理士登録番号をご記入ください。
4. 「研修認定申請書」及び「研修終了報告書」について、今後は添付の様式によりご提出ください。
5. 申請していただいた所在地、連絡先等の申請内容に変更があった場合、速やかに届け出てください。

6. 日本弁理士会内規第94号「継続研修実施細則」第38条（認定外部機関の義務）に反した場合、外部機関としての認定が取り消される可能性がありますので、ご注意ください。

＜継続研修実施細則＞

（認定外部機関の義務）

- 第38条 認定外部機関は、弁理士が受講する際の出欠を管理しなければならない。
- 2 認定外部機関は、弁理士が受講証明書の発行を求めた場合は、受講証明書を発行しなければならない。
- 3 第17条第2項及び第3項の規定は、認定外部機関における研修に準用する。
- 4 認定外部機関は、前条第2項で認定された研修の終了後、速やかに研修の状況（使用した資料、受講者数等研修所が要求する情報を含む）を研修所に報告しなければならない。
- 5 認定外部機関が前4項の規定に反した場合、研修所は第37条第1項及び第2項の認定を取り消す。
- 6 認定外部機関が3年以上継続して、前条第2項で認定された研修を実施しない場合は、研修所は第37条第1項の認定を取り消す。
- 7 研修所は、前2項に掲げる事実を、遅滞なく、弁理士義務研修支援システムにより公表する。

以上

（添付書類） 「研修認定申請書」及び「研修終了報告書」の最新版